

境内神社

例 祭 日 十一月三日

會計法適用  
指定年月日

神饗幣帛料供進  
指定年月日  
氏子戸數 百十戸  
崇敬者員數 未詳

○鹿兒島縣薩摩國出水郡高尾野村大字唐笠木村

縣社 紫尾神社

祭神 瓊々杵尊 火々出見尊 鵜草葺不合尊

社記に云ふ、「式外神なり」と、三國神社傳記に、紫尾權現鎮座於出水郡高尾郷麓村、所祭熊野權現、觀請年間不詳、古俗稱湯谷權現云々、(三國神社傳記)三代實錄類聚國志等に、授位の事を載せたり、神社叢書には熊野權現を祀ると云ふ説を採らずして、授位の神社には當社を充てたり、抑も此の授位の傳は、果して正史の誤れるか否、鶴田郷紫尾社の條に詳説する所あり、今は地方史の稱する所に從ひて、鶴田高尾野共に授位の神社と定め置かん、古棟札あり、曰く奉造立薩州山門院紫尾權現宮御寶殿一字、慶長十一年閏十一月下旬、當地頭景頼、奉修島井願望願主仁禮左近將監景頼、延寶六戊午御寶殿一字、平山久馬、明曆三年丁酉二月奉建立金御嶽寶殿、地頭、諏訪甚左衛門とあり、以て當社往時の昌運を窺ふを得べし、又三國名勝圖繪に、紫尾權現社高尾野村柴引と云へる地に在り、所祀鶴田紫尾山權現に同じ、貞觀十年に從五位下を授けられたるは此神なり、又同八年に同位階に叙せられ給ふは、鶴田紫尾神なれば、三代實錄中薩摩國紫尾神と稱する其の兩社たるを知る可し、其根本は即ち紫尾山最高の峯頂上宮權現(水に屬す)にして、各其山下に於て之を奉祀すと見えたり、

或言く紫尾とは地名柴引を和訓し、びきなるを以て、柴引の二字、共に和訓の上、そのみを摘めるならんと云ふ、此説牽強に似たり、其紫尾と號する所以は、別に亦鶴田紫尾神社に傳へあり(三國名勝圖繪)と云へるあり、凡て地方史は正史の授位重複の記事を以て誤りとなさずして、一は高尾、一は鶴田と論じ居れり、誠に正史の所載三代實錄のみに非ずして、類聚國史も亦之れを襲へる時は、衍文なりとも云ひ難からんと思ふなり、此の如くにして當社は尙式外の古神社として、地方人士に崇敬せられ、國主より年々祭米三斗五升を附與せられ、(三國神社傳記)明治六年五月縣社に列す、尙社記に「當社の近傍に温泉ありしが、鶴田の同社へ遷りしが故に、亡くなり云々、又尙は温泉の出づべき由神託あり、云々口碑あり」と云へれど、妄誕に近ければ今之を採らず。社殿は本殿、拜殿、幣殿を具備し、境内地四百六十五坪(官有地第一種)あり、風致頗る佳なり。

境内神社

例 祭 日 十一月十五日

會計法適用  
指定年月日

神饗幣帛料供進  
指定年月日 明治三十九年十二月廿六日  
縣令第五十七號  
氏子戸數 二百三十一戸  
崇敬者員數 七百七十九人

○鹿兒島縣薩摩國出水郡下鯖淵町大字米津

加紫久利神社

縣社

祭神 天照大御神

延喜式神名帳に「出水郡一座小加紫久利神社」、文德實錄に「仁壽元年六月戊午以薩摩國加紫久利神預於官社、三代實錄に「貞觀二年三月二十日、薩摩國從五位下加紫久利神授從五位上、又同七年五月二十五日正五位